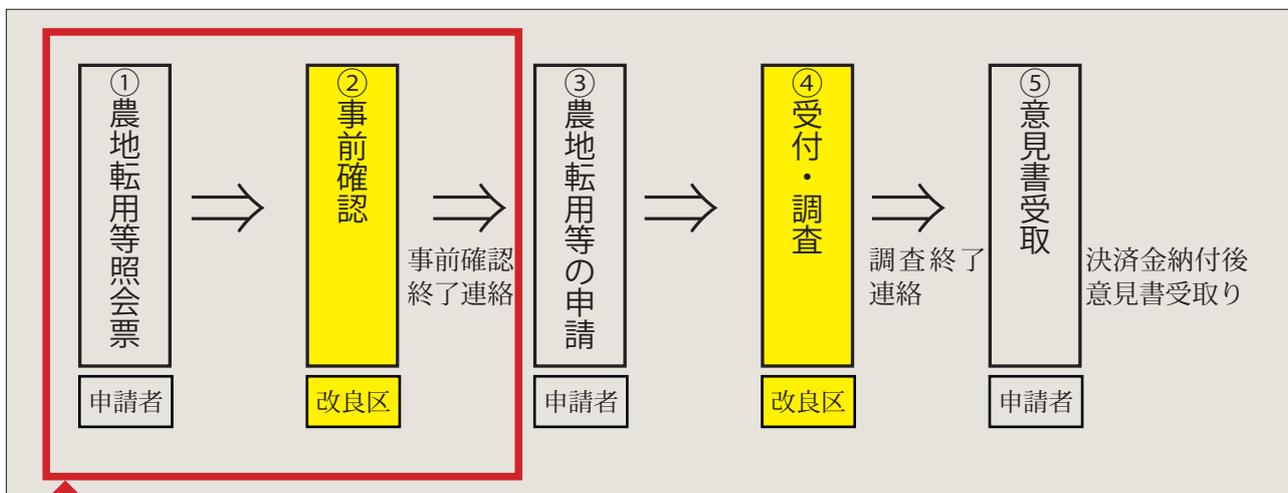


## 農地転用に伴う意見書交付のご案内

- ・岩手中部土地改良区管内の農地を農地以外に利用する場合は、農業委員会から土地改良区の意見書が求められますので、土地改良区にて意見書交付手続き及び地区除外申請の手続きが必要です。
- ・事前確認から意見書交付まで概ね 10 日間となっておりますので、余裕を持った申請手続きをお願いします。



農地転用等の申請前に、農地転用等照会票により事前確認が必要となります。

### 《農地転用等照会票に必要な書類》

書 類	部数	内 容
農地転用等照会票	1	該当地及び農業振興地域の確認をし記入願います。
位置図	1	申請土地付近の位置を表示したもの（住宅地図可）
公図の写し	1	法務局備付図面に申請地を着色して下さい。
登記簿の写し	1	インターネット取得の「登記情報サービス」印刷可
転用計画図	1	転用計画内容が分かるもの。
※地積測量図の写し	1	※分筆後転用する場合。

### 《農地転用等の申請に必要な書類》

書 類	部数	内 容
農地転用等の通知書（意見書）	2	印鑑は認め印で構いません。 (シャチハタ不可) 様式はダウンロード可能
組合員資格得喪通知書	1～2	
地区除外申請書	1	

\* 調査終了後、意見書交付に伴う地区除外決済金及び交付手数料の連絡をします。  
意見書受け取り時に、地区除外決済金及び交付手数料をお支払い願います。